

栄東まちづくり協議会 会議資料（2022 年 10 月）

日時 2022 年 10 月 6 日（木）18:30～

場所 栄東まちづくり協議会

■議題

1. 街路灯事業 広告枠の活用方法の検討について
2. 街路灯事業 栄 5 丁目の街路灯の整備計画作成について
3. 防災事業 防災・防犯講習会について
4. 2022 年度事業 進捗状況及び今後のスケジュールについて
5. 2023 年度予算要望について

■報告事項

1. 事業評価の結果について
2. 街路灯事業 広告無償掲出の経過措置期間について
3. 多文化共生事業 相談事業について
4. 防犯事業 既設防犯カメラの運用、維持管理について
5. 地域活性化事業 歩道イルミネーションについて

■確認事項

1. 事業執行の流れについて
2. 栄東まちづくり協議会委員の役割について

■その他

1. 次回 11 月協議会の日程について：11/2（水）18:30～ ※11/3（木祝）

街路灯事業 広告枠の活用方法の検討について

1. 9月協議会（書面決議）での審議結果

- (1) 来年度の予算計上を見据え、外部のデザイナーによる提案を求める場合にかかる概算費用や具体的なスケジュールについて調査を進める
- (2) 栄4・5丁目の在住者を対象にした一般公募の準備を始める
- (3) スケジュール：
 - 7月～8月 地域での意見集約（デザイン案の集め方について）
 - 9月 デザイン案の集め方の協議（9月協議会）
 - 10月 デザイン案の一般公募の詳細について協議・
外部のデザイナーによる提案にかかる概算経費を報告（10月協議会）
➤ 事務局にて現在見積もりの条件（デザインのパターン数等）を精査しており、その後に複数社に見積りを取り、
11月協議会にて報告予定
 - 12月 街路灯広告枠の活用に関する予算の決定（12月協議会）

2. 栄東地域におけるデザイン案の募集について

- (1) 対象者：栄4・5丁目の在住者
- (2) 方法：栄東発展会において、栄東地域にふさわしいデザイン案の募集について町内会を通じて提出していただく
- (3) デザイン案の提出期限：2023年3月末
- (4) 費用：不要

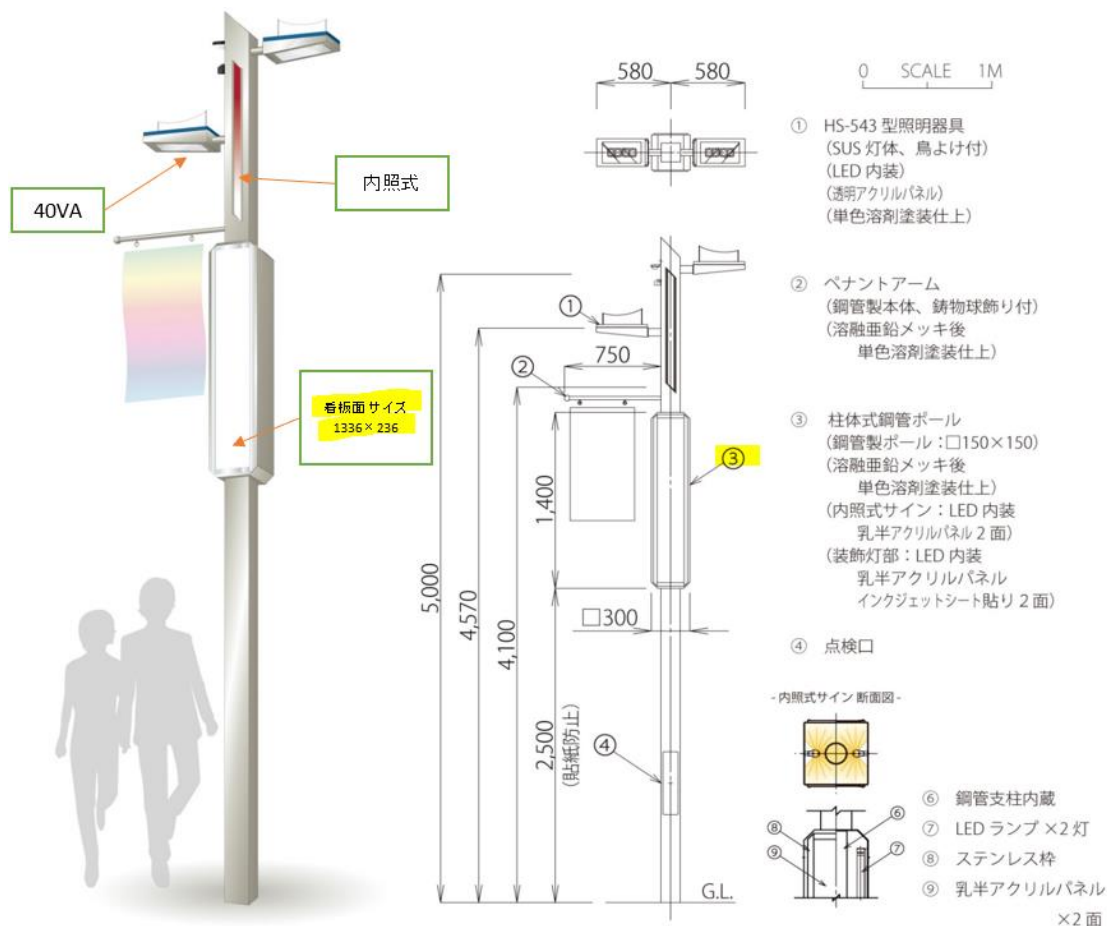
（参考）7月協議会における関連意見

町内会の中にもデザイナーがいたり、良い発想を持っている人がいるのではないかと。外部からの提案を基に決めることを検討する前に、各地域団体で活用のアイデアを募る期間があっても良いのではないかと。良いアイデアが出なければ外部のデザイナーに頼むという方法を検討してはどうか。

＜審議事項＞デザイン案の集め方につき、栄東地域におけるデザイン案の募集を栄東発展会に依頼してよろしいか。

【参考：広告枠あり 4 丁目モデル街路灯】

・仕様（広告パネル）



・対象街路灯 131 基の設置場所：黄色網掛け箇所 ●：新設街路灯、●：既存街路灯



街路灯事業 栄 5 丁目の街路灯の整備計画作成について

1. 9 月協議会審議結果

- ・ 中電柱共架も含めた「5 丁目街路灯の仕様」及び「整備の場所」について地域で検討会を実施し、整備計画を作成する。
- ・ スケジュール
 - 7 月～8 月 地域での意見集約
 - 9 月 検討会の実施について協議・決定（9 月協議会）
 - 10 月 検討会の実施時期・開催方法等を協議・決定（10 月協議会）
 - 11 月 地域での検討開始
 - 12 月 地域での整備計画素案の策定
整備計画素案の報告（12 月協議会）
 - 2023 年 3 月 整備計画最終案の策定（3 月協議会）

2. 整備計画案作成のための検討会の開催方法（案）

- ・ 栄東発展会にて検討会を実施し、整備計画案の策定に向けた検討・協議をする。
- ・ 事務局は栄東発展会からの要望を受け、必要な資料等を提供する。

＜審議事項＞栄 5 丁目の街路灯の整備計画案作成につき、上記 2 の通り栄東発展会に依頼してよろしいか。

防災事業 防災・防犯講習会について

1. 事業計画

栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会、中消防署、中警察署とともに主催し、講習会を行う。協議会は、広報、啓発物品の購入、設営、講師等の手配を行う。

2. 事業概要（案）

- ・ 日程：2023 年 2 月 21 日（火） ※時間未定
- ・ 会場：中区役所ホール
- ・ 実施体制：栄東まちづくりの会、栄東発展会、栄東女子大小路ビル協会、栄東まちづくり協議会の共催
（実行委員会を設置し、企画・運営等を担当する。実行委員会は地域団体から選出された委員により構成され、各会との連絡調整を担当する）
- ・ 内容：実行委員会にて検討・決定

3. 協議会の役割と経費（過去の実績を参考に想定される内容を記載）

- ・ 役割：事業予算（612,000 円）の範囲内で会場設営やポスター・チラシ制作等の手配を行う。
- ・ 経費：ポスター・チラシ制作及び配布費用、会場設営・装飾費、音響業務委託費、照明業務委託費、消耗品等必要な資材、コロナ感染予防対策用物品、司会・講師等謝金、実行委員会及び全体会議の会議費 等

※経費の支出にあたっては地域 3 団体から構成される実行委員会において決定された内容に従い、事業予算の範囲内で支出するものとする。

＜審議事項＞上記 3 の役割に基づき、経費支出してよろしいか。

2022 年度事業 進捗状況及び今後のスケジュールについて

1. 事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて（2022 年 10 月 6 日時点）

10 月 6 日時点において今年度事業として実施してきた事業の経過と結果を取りまとめると共に、同時点において事務局として把握・確認等をしている内容 →別紙参照

2. 今後内容を検討予定の事業について

- ・ 公園整備事業 池田公園トイレ維持管理、池田公園の修景
- ・ 道路空間整備検討事業
- ・ 多文化共生事業 イベントの実施
- ・ 調査研究事業
- ・ 広報事業

＜審議事項＞今年度事業を円滑に進めるにあたり、別紙の内容のほか、事業内容について決まっているものについては 10 月 26 日までに事務局へ報告していただいてよろしいか。

2023 年度予算要望について

1. 目的

各地域団体において来年度の事業内容を検討していただき、とりまとめた要望を基に事業計画案及び予算案の作成を行う。

2. 実施方法

- ・ 対象者：各地域団体
- ・ 回答方法：別紙「予算要望シート」に地域団体毎にとりまとめた各事業の要望を記載する。枠内に収まらない場合は別紙にて提出も可能
- ・ 回答期限：11 月 20 日（日）を予定
- ・ 要望取りまとめ時のポイント
 - ①事業評価の結果（事業継続性）を踏まえて、来年度の各事業の要望をまとめる。 →【報告事項 1】
 - ②他の地域団体と共同で実施を予定する事業については、あらかじめ他の地域団体と協議・調整のうえ、提出をしていただく。

3. スケジュール（予定）

- 10 月 事業評価の結果を踏まえた事業継続性について報告・
各地域団体へ 2023 年度予算要望作成を依頼（10 月協議会）
- 11 月 予算要望の提出（11 月 20 日まで）
予算要望を基に事務局にて来年度事業計画案・予算案を作成
- 12 月 事業計画案・予算案の審議（12 月協議会）

＜審議事項＞来年度の予算要望について、上記の通り各地域団体へ作成を依頼してよろしいか。

※事業評価（事業継続性）を踏まえ、共同で実施する予定の事業は他の地域団体と協議・調整のうえ、【11月20日(日)まで】に事務局へ提出ください。

事業名	事業目的	今年度の事業内容	来年度の事業内容（地域要望）
防犯事業	地域の防犯力を向上し、安全な地域をつくる。	○既設置防犯カメラの運用方法の検討 ○既設置防犯カメラの維持管理	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
防災事業	防災力を高め、防災に強い地域をつくる。	○防災訓練 ○防災・防犯講習会	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
環境美化事業	環境美化意識を高め、快適できれいな地域をつくる。	○落書き消し活動 ○ゴミ、カラス対策	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
街路灯事業	明るく、安心して歩ける道路環境を整える。	○街路灯の更新（栄4丁目の更新、栄5丁目の整備計画の作成） ○街路灯の維持管理	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
公園整備・活用事業	まちづくりと一体となった公園整備を進め、人々の滞在及び交流を促進する。	○池田公園トイレ維持管理 ○池田公園の修景	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
道路空間整備検討事業	快適な道路空間のあり方を検討し、まちづくりの可能性を高める。	○自転車駐車場の整備検討進捗の確認 ○道路のあり方の検討	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
多文化共生事業	国籍や文化の違いを尊重する豊かな地域をつくる。	○相談事業 ○外国人が参画するイベントの実施	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
地域活性化事業	にぎわいを作り、地域の魅力を発信する。	○池田公園夏まつり ○イルミネーションイベント ○バスケットボール3by3 ○池田公園イルミネーション装飾 ○歩道イルミネーション装飾 ○公衆無線LANの廃止	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
調査研究事業	他地域の取組みを学び、まちづくり活動を活性化する。	○まちづくり活動の他地域先行事例の研究 ○まちづくりビジョン検討	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
広報事業	地域内外に街の魅力を伝える。	○地域主体により広報紙等の広報媒体を作成 ○SNSやホームページの活用	☐ 今年度の事業内容を継続実施してほしい
			☐ その他（新たに取り組みたい事業内容を具体的にご記入ください）
その他			

街路灯事業 広告無償掲出の経過措置期間について

1. 広告無償掲出の経過措置期間について決定した事項（6月協議会審議結果）

広告枠の活用方法の検討・事業の予算化・事業実施に必要な期間として、新設街路灯は 3 年、既存街路灯は建て替えるまで（全て建て替えるまでの計画期間概算：約 7 年）とする。

（参考）6 月協議会における主な意見

- ・ 新たなにぎわいづくりとしての広告枠活用のための期間設定も検討できるのではないか。検討に 1 年、事業のための予算化に 1 年、事業実施に 1 年で、3 年以内という考え方はどうか。
- ・ 街路灯リニューアル事業として、広告枠の活用方法の意見集約に 1 年、事業の具体化及び予算化に 1 年、事業実施に 1 年で、3 年とすると良いと思う。

2. 広告主への通知（7 月協議会審議結果）

- ・ 協議会にて共通の通知文案（ひな形）を作成し、各町内会から広告主に通知をする

- ・ スケジュール（現状）

8 月 事務局にて通知文案を作成、

【未実施】栄東発展会を通じて各町内会へ配布

- 通知文案を最終化する過程で「新設街路灯の広告枠撤去の時期」につき、認識が統一されていない状況を確認し、10 月協議会で審議することとした。

8 月～9 月 【未実施】各町内会より広告主へ通知

3. 新設街路灯の広告撤去の時期（具体的な事業の進め方）

- ・ 広告が空き枠となっている街路灯 40 基 : 2024 年度中
- ・ 町内会名が掲載されている街路灯 9 基 : 2024 年度中
（片面のみ町内会名の街路灯を含めると 10 基）
- ・ 事業者名等が掲載されている街路灯 118 基 : 2025 年度中

多文化共生事業 相談事業について

1. 事業計画

外国人と地域との共生のために行ってきた相談事業をより地域に根付いた事業となるよう、中区役所等と連携し、中区からの相談利用者を増やす取り組みを継続実施する。

2. 相談体制

事業概要	対応言語	相談内容	日時・場所	体制
(1) 主に栄東地区に住所又は勤務地を有する <u>フィリピン人のための相談事業</u> (2018 年度から実施)	タガログ語	生活支援等のため、法律相談、家庭問題等の相談に対応	・ 毎週水曜 17～19 時及び必要に応じ随時対応 ・ 委託先団体の事務所（栄 4 丁目。来所、電話）	・ 相談員兼通訳者 ・ 行政書士 【委託先】フィリピン人移住者センター
(2) 主に栄東地区に住所又は勤務地を有する <u>全ての外国人のための相談事業</u> (2020 年度から実施)	英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ネパール語、ベトナム語	在留資格、仕事、住宅、心の問題、家族、病気、DV、その他裁判など法的な手続き、子どもの教育等、どのような相談にも対応	・ 毎月第3土曜日 13～17 時（※相談日以外対応は協議会委託事業外で対応） ・ 協議会会議室（来所、オンライン面接、電話）	・ 相談員 ・ 通訳者 ・ 行政書士 【委託先】外国人ヘルプライン東海

3. 相談件数（2022 年 4 月～8 月）

(1) フィリピン人のための相談事業

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
件数	11	19	21	28	26
相談内容※					
在留資格	4	5	3	5	5
離婚	1	1	4	1	2
DV	0	1	1	2	3
労働	2	3	1	3	1
健康・福祉	1	1	2	1	0
生活・子育て	0	6	0	3	4
結婚	1	1	3	4	5
その他	2	3	8	9	8

(2) 全ての外国人のための相談事業

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
件数	1	3	4	5	0
相談内容※					
在留資格	0	0	1	1	
離婚	1	2	1	1	
DV	0	0	0	0	
労働	0	0	0	0	
健康・福祉	1	2	0	1	
生活・子育て	1	2	1	0	
結婚	0	0	1	1	
その他	0	0	0	1	

※相談内容の内訳：1 件の相談で複数の分野に該当する場合があります、合計件数と合わない場合があります

4. 相談事業の広報

(1) 昨年度の取組み

2 団体へ委託している相談事業チラシ（A4 両面・2400 枚・次ページ参照）を 2021 年 12 月に作成し、12 月中に栄 4・5 丁目での全戸ポスティングを実施

（参考）チラシ配布前後の相談件数（各月の平均）の推移

- フィリピン人のための相談事業：約 23 件で変化なし
- 全ての外国人のための相談事業：約 5 件から約 3 件へ減少

(2) 今年度の取組み

①配布場所の追加

- ・中区役所内情報ラック

中区からの相談利用者を増やす取組みの一つとして、中区役所に協力いただき、事務局に保管されていた昨年度作成チラシの在庫を区役所内の情報ラックに配架済み

- ・新たな配布場所（検討中）

外国人住民がよく立ち寄ることが想定される以下の地点に配布・掲示・配架を検討中。尚、外国人ヘルプライン東海への委託業務に広報業務（掲示・配架依頼）が含まれている。

（配布先案）中区の各国飲食店・物産店、スーパーマーケット、日本語教室、外国人住民が多い住宅、宗教施設・拠点、区役所等行政窓口、NPO 等外国人住民支援団体

②広報資料の更新

- ・内容：昨年度作成チラシの内容更新を検討中

- フィリピン人のための相談事業：更新の要否を検討中
- 全ての外国人のための相談事業：以下の項目を改善したチラシ案（次ページ）を作成中

（改善する項目）相談会日時及び実施団体名の追記、地図（QR コード）を追記、秘密厳守を追記、電話番号・実施団体ウェブサイト・LINE 等のメッセージアプリアカウント（QR コード）を追記、ふりがな付き日本語を追記、委託言語以外の言語（タガログ語・韓国語）を削除、協議会の委託事業であることを追記 等

- ・仕様

- フィリピン人のための相談事業：変更の要否を検討中
- 全ての外国人のための相談事業：A4 チラシに加え、名刺サイズのカードを各言語版作成することとし、カード案（次ページ参照）を作成中

【2021 年度作成の広報チラシ】A4・両面

Libreng konsultasyon sa telepono para sa mga Pilipino



Free Telephone Counseling for Filipino

フィリピン人のための無料電話相談



TEL

052-242-8360

Filipino Migrants Center

フィリピン人移住者センター

在留(ビザ)、仕事、子ども、学校、結婚や離婚、家庭の問題など色々なことについて相談できます

Maaaring idulog sa amin ang inyong suliranin ukol sa residence status, isyu sa trabaho, anak, paaralan, kasal / diborsyo, DV (domestic violence) at marami pang iba.





You can consult with us regarding different issues of yours: Residential / legal status (Visa), labor & employment, childcare & their education (schooling), marital status (domestic violence, divorce, etc.), housing & family issues.

栄東まちづくり協議会
Sakaehigashi Town Development Conference
4, 5 Chome, Sakae, Naka-ku, NAGOYA

がいこくじん むりようそうだん

外国人無料相談

Libreng Konsultasyon

Servicios de consultas gratuitas

विदेशी हरुको लागि निशुल्क परामर्श

Serviço de consultas gratuitas

Tư vấn miễn phí

Free consultations services

E-mail  fhelpline.info@gmail.com

在留(ビザ)、仕事、子ども、学校、結婚や離婚、家庭の問題など色々なことについて相談できます。

English	Tagalog	Español	português
You can consult with us regarding different issues of yours: Residential / legal status (Visa), labor & employment, childcare & their education (schooling), marital status (domestic violence, divorce, etc.), housing & family issues. To make a reservation, write to us by e-mail.	Maaaring idulog sa amin ang inyong suliranin ukol sa residence status, isyu sa trabaho, anak, paaralan, kasal / diborsyo, DV (domestic violence) at marami pang iba. Kailangan lamang na kumuha ng reserbasyon sa e-mail.	Puede consultarnos sobre diversos temas tales como estado de residencia (visa), problemas relacionados con el trabajo, hijos, educación, matrimonio / divorcio, violencia doméstica y otros. Es necesario hacer reservación >> e-mail	Atendimento de consultas sobre assuntos diversos. Ex.: categoria de visto, questões trabalhistas, filhos, educação, problemas da vida cotidiana (casamento/divórcio, violência doméstica), etc. Necessário agendar consulta -> e-mail
Tiếng Việt	नेपाली	中文	한국어
Có thể nhận tư vấn về rất nhiều vấn đề như: Visa, việc làm, nuôi dạy con cái, trường học, kết hôn, ly hôn, chuyện gia đình v.v... Cần đặt lịch hẹn trước. Vui lòng liên hệ đến te-mail	विषय, काम, बच्चा(सन्तान), विद्यालय, विवाह, सम्बन्ध विच्छेद, पारिवारिक समस्या, आदि विभिन्न कुराहरूमा परामर्श गर्न सकिन्छ। अनिवार्य अग्रिम बुकिंग गर्नुहोस्। बुकिंग को लागि >>e-mail	可以咨询在留资格(签证)、工作、孩子、学校、结婚以及离婚、家庭暴力等各种问题 必须预约。(请事先联系到这个邮箱。)	재류자격, 일자리, 육아, 결혼·이혼, 가족간의 고민 등을 가지각색 상담에 대응합니다. 예약 필요합니다. 꼭 연락하세요.

栄東まちづくり協議会 Sakaehigashi Town Development Conference
4, 5 Chome, Sakae, Naka-ku, NAGOYA

【2022 年度更新・作成予定の広報チラシ・カード案 (多言語相談)】

↓ 名刺サイズカード (英語版)

Free Consultations Services

Residential / legal status (Visa), labor & employment, childcare & their education (schooling), marital status (domestic violence, divorce, etc.), housing & family issues.



Gaiokujin Helpline Tokai gives you consultation! We are an NPO based in Sakae and supports foreigners.

Your information is kept confidential.

We have interpreters who are fluent in English, Tagalog, Spanish, Portuguese, Vietnamese, Nepalese, Chinese.

Every 3rd Saturday 13:00~16:00

〒460-0008
5-19-4 Naka-ku, Sakae, NAGOYA K-POINT Building 202

Please contact us for more details!

E-mail  fhelpline.info@gmail.com

TEL  090-3968-5971

QRコード

Website Weibo LINE WhatsApp Messenger

栄東まちづくり協議会 委託事業 Sakaehigashi Town Development Conference

がいこくじん むりようそうだん

外国人無料相談

Servicios de consultas gratuitas

विदेशी हरुको लागि निशुल्क परामर्श

Serviço de consultas gratuitas

Tư vấn miễn phí

Free consultations services

E-mail  fhelpline.info@gmail.com

TEL  090-3968-5971

Website

Weibo

LINE

WhatsApp

Messenger

Puede consultarnos sobre diversos temas tales como estado (日本語に含めて翻訳)。秘密厳守。

Atendimento de consultas sobre assuntos diversos (日本語に含めて翻訳)。秘密厳守。

可以咨询在留资格(签证)、工作、孩子、学校、结婚以及离婚、家庭暴力等各种问题。秘密厳守。

CÓ thể nhận tư vấn về rất nhiều vấn đề như: Visa, việc làm, nuôi dạy con cái, trường học, kết hôn, ly hôn, chuyện gia đình v.v... 秘密厳守。

You can consult with us regarding different issues of yours (日本語に含めて翻訳)。Your information is kept confidential.

がいこくじん しょうじん がいこくじん しょうじん がいこくじん しょうじん がいこくじん しょうじん がいこくじん しょうじん

外国人の支援をするNPO、外国人ヘルプライン東海が相談に乗ります。

The NPO, Gaiokujin Helpline Tokai, which supports foreigners gives you consultation.

NPO que oferece suporte a estrangeiros, a Linha Direta de Estrangeiros Tokai irá consultá-lo.

NPO que apoya a extranjeros, la línea de ayuda para extranjeros Tokai consultará con usted.

支持外国人のNPO。外国人帮助热线东海将与您协商。

NPO hỗ trợ người nước ngoài, Đường dây trợ giúp người nước ngoài Tokai sẽ tham khảo ý kiến của bạn.

एनपीओ जो विदेशियों का समर्थन करता है, विदेशी हेल्पलाइन टोकई आपसे परामर्श करेगा। (←ネ/エール語に翻訳)

毎月第3土曜日★第三个星期六
तीसरा शनिवार ★Thứ bảy thứ 3
The 3rd Saturday★3rd sábado
3er sábado

13:00 ~ 16:00

〒460-0008
5-19-4 Naka-ku, Sakae, NAGOYA
K-POINT Building 202

栄東まちづくり協議会 委託事業 Sakaehigashi Town Development Conference

3

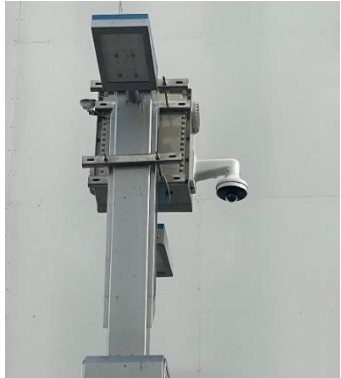
防犯事業 既設防犯カメラの運用、維持管理について

1. 事業計画

3 機種ある防犯カメラの特性を把握しながら、栄東に最も適した機種や持続可能な運用を検討し、街の防犯力の向上を目指す。

2. 3 機種の運用状況（現状整理）

(1) 3 機種の仕様・特徴等

	①バレット型カメラ	②バレット型カメラ	③ドーム型カメラ
			
基数・設置年度	42 基・2017 年度	7 基・2014 年度 (老松第 6・7 町内会設置)	4 基・2021 年度
画像の閲覧・複製方法	脚立を使用し収納ボックスから HDD を取り外し、事務局にて閲覧・複製	脚立を使用し収納ボックス格納の LAN ケーブル経由でカメラ設置場所にて閲覧・複製	ネットワーク経由で事務局にて閲覧・複製
犯罪抑止効果	・撮影方向を暗に明示できる ・死角が分かりやすい	低	高 ・撮影方向の変更が簡易 ・死角が分かりにくい
費用	低		高
契約内容	・売買契約 ・修繕・電気代・中電柱共架等維持管理費：別途必要	・売買契約 ・修繕・電気代等維持管理費：別途必要	・賃貸借契約（3年間。修繕等保守費用含む） ・電気代：別途必要
画像閲覧に係る作業	・所要時間：1 基あたり屋外での作業が 15 分程度必要。その後の事務局内での画像閲覧・複製作業は 1 基あたり 30 分程度必要 ・荒天時は対応不可 ・高所作業（※）	・所要時間：1 基あたり屋外での作業が 15 分程度必要。閲覧希望日時の長短により、防犯カメラ下での長時間の待機が必要 ・荒天時は対応不可 ・高所作業（※）	・所要時間：通信状況によるが、1 日分の画像抽出に 2～3 時間程度必要 ・事務局内での作業のため、天候は影響なし
※収納ボックスが 3.5m 以上に位置 ➤ 【労働安全衛生規則】 関連条文の抜粋 (作業床の設置等) 第 518 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。 2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。 【罰則（必要な措置を講じない場合）】 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金			
その他	・耐用年数：防犯カメラの一般的な耐用年数は 5 年程度とのこと（業者聞き取り）		

(2) 防犯カメラ画像の閲覧実績

2017 年度 3 回、5 基（2018 年 1 月～3 月）
2018 年度 19 回、35 基
2019 年度 26 回、72 基
2020 年度 23 回、37 基
2021 年度 15 回、30 基
2022 年度 22 回、41 基（2022 年 10 月 6 日現在）

(3) 警察署より画像照会があった際の事務局対応（①HDD 取り外しタイプの場合）

- ・ 事前：中警察署からの閲覧受付（防犯カメラ場所の確認、日程調整）
- ・ 当日：担当警察官による脚立運搬・HDD 取外し作業の現場同行
 - 事務局にて画像確認の操作方法の伝授
 - HDD の保管、照会文書の受付、画像閲覧記録簿の作成

（参考）1 基あたりの平均拘束時間：3 時間

3. 2022 年度における地域団体よりの要望（8 月協議会報告事項）

発展会：防犯カメラの設置がない若宮大通りと空港線の交差した地域（老松第 7 町内会）について、交通事故が多発し、歩道での自転車事故も多く、玄関先の植木鉢等の盗難も発生していることから、防犯カメラの設置をしてほしい。
→要望のある地域は協議会所有の街路灯がなく、共架できる構造物の調査と街路灯の新設等も含めた検討が必要な状況である。

4. その他（栄 5 丁目の街路灯更新との関連）

今後整備計画が決定される栄 5 丁目の既存街路灯に 47 基の防犯カメラが設置されているため（栄 5 丁目の 49 基中、2 基は電柱への共架）、街路灯の建柱位置と更新の時期を踏まえ、防犯カメラを更新又は新設する時期や基数を検討する必要がある。

地域活性化事業 歩道イルミネーションについて

1. 歩道装飾の整備内容（9月協議会審議事項）

- ・整備場所：東栄通及び瓦通の両側歩道にバランス良く整備する。

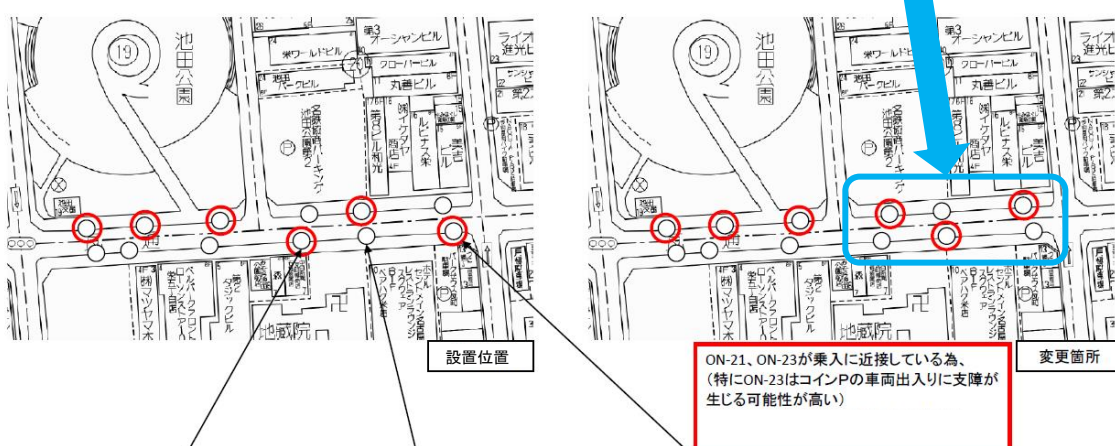
設置位置は下記図赤丸参照

- ・台数：32台（2021年度より3台増）

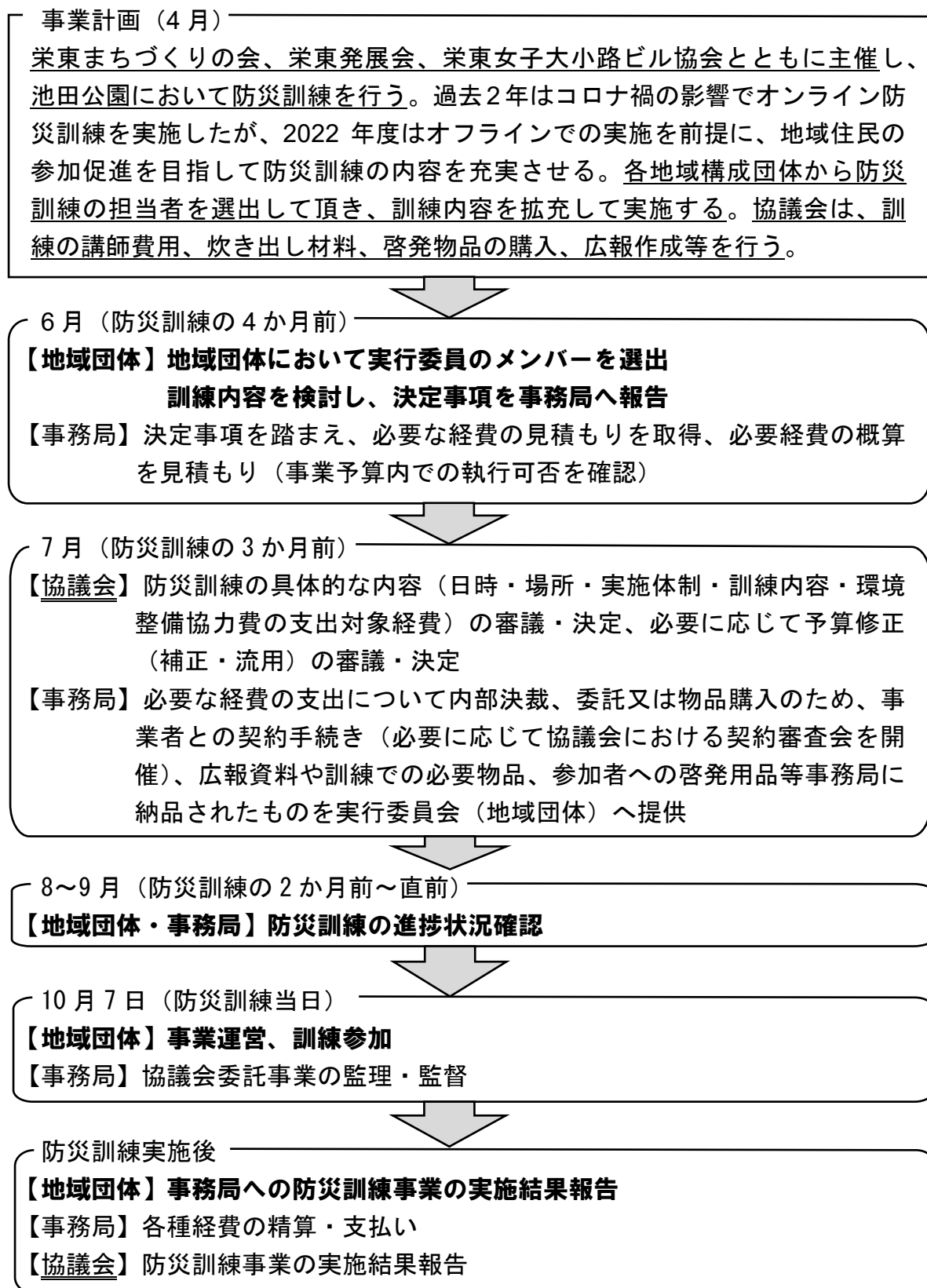


2. 設置位置の一部変更（10月3日時点）

- ・車両出入りを踏まえ、設置位置を変更（台数に変更なし）



事業執行の流れについて
 （防災訓練を例とした具体的な事業実施までの流れ）



（参考）栄東まちづくり協議会規約（関連条文の抜粋）

（会議）

第9条 会議は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。
 (3) 事業計画に基づく事業の企画及び執行に関すること。

(参考) 事業執行の流れ (9 月協議会確認事項)

協：まちづくり協議会、事：事務局、団：各地域団体

前年度	①事業計画・予算案の編成 ②市議会の議決により予算案を確定		※協議会で審議・決定（規約 § 9）	
当該年度	事業計画書・予算書に記載がある場合		事業計画書・予算書に記載がない場合	
	※前年度に決定された事業計画・予算は大枠であり、事業執行の具体的な内容は確定していない事業がほとんど。そのため、当該年度に協議会にて審議し、決定の上、事業執行をする必要がある。		※基本的には翌年度の事業執行となる。但し、当該年度に事業調整費及び各事業の予算執行残額を流用し、事業執行ができる場合もある。その場合は決算見込みが立つ年度後半の審議・決定となることが見込まれる。	
	【指名競争入札・総合評価入札の例】		①翌年度実施に向けた事業の要望（団）	
	①仕様の検討（協）		②事業内容の検討（協）	
	②各団体における意見集約（団）		③事業計画・予算案の編成（協）	
	③仕様の決定（協）			
	④予算の状況によって補正・流用（協）			
	⑤予定価格の設定（事）		＜予算策定のスケジュール＞	
	⑥入札の実施・落札者の決定（事）		～11 月	翌年度の事業計画・予算案を検討
	⑦契約（事）		12 月	翌年度の事業計画・予算案を協議会で審議・決定
	⑧事業執行（協）		1 月～	必要に応じて事業計画・予算案の修正
	⑨支払い（事）		3 月	市議会の議決により確定
	なお、以下の金額を超えない場合は【随意契約】が可能であるため、上記⑥の入札等の手続きは不要となる。（30 万円超の場合は相見積りが必要）			
	工事又は製造の請負	250 万円		
	財産の買入れ	160 万円		
	物件の借入れ	80 万円		
	財産の売払い	50 万円		
	物件の貸付け	30 万円		
	上記以外のもの	100 万円		

その他

- ・ 契約の相手方が委員の所属する団体となる場合は、協議会の審議が必要（規約 § 9）
- ・ 事業実施や業者との契約に際しては、事務局において決裁を起案し、会長・副会長に承認をとる手続きを経ている

参 考 事業執行（契約手続）にあたって重要な視点

- 競争性：業者を競わせて少しでも安い価格にする
- 公正性：誰にでも契約の機会を与え、平等に接する
- 透明性：手続きを公開して不正を防止する

栄東まちづくり協議会委員の役割について

役職	氏 名	所 属	役 割
会長	田端 龍	栄東まちづくりの会 会長	・ 会務の総理 ・ 協議会代表
副会長	加藤 哲征	栄東発展会 会長	・ 会長を補佐 ・ 会長職務代理
副会長	野田 剛司	栄東女子大小路ビル協会 会長	・ 会長を補佐 ・ 会長職務代理
副会長	山内 康稔	中区 区政部長	・ 会長を補佐 ・ 会長職務代理
委員	近藤 洋史	栄東まちづくりの会 代表委員	・ 栄東まちづくりの会・意見集約
委員	江口 肇	栄東発展会 代表委員	・ 栄東発展会・意見集約
委員	小澤 和己	栄東女子大小路ビル協会 代表委員	・ 栄東女子大小路ビル協会・意見集約
委員	辻本 昌孝	南武平町北部町内会 会長	・ ミニボートピア栄設置町内会代表者
委員	濱田 秀和	総務局 総合調整部 総合調整室長	・ 環境整備協力費の活用に係る制度設計
委員	大谷 達哉	スポーツ市民局 地域振興部 地域振興課長	・ 栄東まち活性化事業補助金の制度設計、補助金の執行の検査等
委員	横井 智雄	住宅都市局 リニア関連都心開発部 主幹(栄)	・ 栄地区を開発する立場での助言・情報共有
委員	石塚 雅浩	緑政土木局 中土木事務所長	・ 道路・公園等を管理する立場での助言・情報共有
委員	大畑 篤也	中区 区政部 地域力推進室長	・ 市関係 3 部署間の連絡調整 ・ 地域との連絡調整